

# 川崎重工業健康保険組合 保養所管理規程

(設置の目的)

第1条 この組合の被保険者並びにその被扶養者の保養並びに健康の保持増進を図るため、保養所を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 前条の目的に沿って設けられた保養所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
川崎重工業健康保険組合 泉郷荘	兵庫県神戸市北区有馬町 1257 番地

(管理運営)

第3条 保養所の管理責任者は、常務理事とする。

- 2 保養所の管理運営は、当健保組合が業務委託契約を締結する会社に委託することができる。
- 3 常務理事は、必要ある時はこの規程に定める事項の詳細につき別に定めることができる。

(主管部門)

第4条 保養所に関する主管部門は、総務会計課とする。

- 2 主管部門は、当施設が組合員の貴重な財産であることを十分に認識し、常に良好な状態で維持管理し、快適に利用できるよう努めなければならない。

(利用者の範囲)

第5条 保養所を利用できる者は、当健保組合の被保険者並びにその被扶養者とする。

- 2 保養所の運営に支障がない範囲で常務理事が適当と認める場合は、当健保組合適用事業所退職者(以下“退職者”とする)も利用することができるものとする。常務理事が利用を認める退職者とは、当健保組合加入期間 20 年以上又は退職時の年齢が 60 歳以上の者をいう。
- 3 常務理事が特に支障がないと認めた場合は、前 2 項に規定する以外の者であっても利用することができる。

(利用の種類)

第6条 保養所の利用は、宿泊利用を原則とする。

- 2 宿泊利用は夕食・朝食付きの 1 泊 2 食制を原則とする。ただし、常務理事が適当と認めた場合は、日帰り利用や連泊利用も可能とする。

(利用時間及び定員)

第7条 利用時間及び定員は別に定める。

(稼働カレンダー)

第8条 保養所の稼働日は次のとおり決定するものとする。

- (1) 毎年 12 月に関係者間で協議のうえ翌年度の稼働カレンダーを決定する。
- (2) 稼働カレンダーを決定するに当たっては、施設維持のための必要日数を休館日とする。

(利用の制限)

第9条 保養所の運営が、災害や事故並びに異常気象等により困難であると常務理事が認めた場合は、利用停止または制限することができる。

(利用の申し込み)

第10条 利用申し込みは、被保険者が、原則、インターネットで当健保組合ホームページから申し込むものとする。

但し、常務理事が認めた者については、別に定める手数料を納付の上、当健保組合の保養所担当者まで所定の申込書を提出することで申し込みを認める。また、状況によって、事業所等の健保業務担当者まで申込書を提出することで申し込みを認める場合もある。

2 前項の申し込み期限は、次のとおりとする。

(1)抽選の場合： 抽選の申し込みは被保険者のみとし、利用日の3ヵ月前となる日から利用日の2ヵ月前となる日の前日までを原則とする。抽選は利用日の2ヵ月前となる日以後の1週間以内を目途に実施し、当落結果をすみやかに通知する。抽選申し込みの受付・結果通知等の詳細については、当健保組合ホームページにて案内を行う。

(2)先着順の場合：インターネットにより申し込む場合は、利用日の2ヵ月前から4日前24時になるまでとする。但し、稼働カレンダーに定める年末年始に利用するときは、7日前24時になるまでとする。

また、所定の申込書を提出して申し込む場合は、原則、利用日の20日前までに当健保組合必着とする。

(利用料及びその支払)

第11条 保養所の利用料は別に定める。

2 利用料はチェックアウト時に現金または当該施設で対応可能な他の決済方法で支払うものとする。

(利用の取消・変更)

第12条 利用者が事情により利用の取り消しまたは申込人数や料理等を変更する場合は、次の期日までに申込者がインターネットから行うか、保養所まで連絡しなければならない。

(1)利用日の4日前24時(稼働カレンダーに定める年末年始では抽選対象日初日の7日前24時)になるまで： 申込者がインターネットから変更・取消しを行う。

(2)利用日の3日前(稼働カレンダーに定める年末年始では抽選対象日初日の6日前)から利用当日まで： 申込者が受付時間(別途ホームページ等に示す)内に

保養所まで電話連絡する。

- 2 予約の取り消しまたは申込人数減に対しては、次の期間別に違約金を徴収する。  
(消費税除く)
  - (1) 次の期間に、利用者全員のキャンセルをした場合  
利用日の8日前17時以降2日前17時になるまで：500円/人(未就学児童除く)  
但し、稼働カレンダーに定める大型連休(ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始)等の利用時は、違約金1,000円/人(未就学児童除く)を徴収する。
  - (2) 次の期間に、利用者全員のキャンセル又は人数減をした場合  
利用日の2日前17時以降：減少した人数分の夕食代相当額。
- 3 予約の取り消しに伴う違約金は、保養所支配人が利用申込者に対し請求書を発行のうえ請求するものとする。人数の変更に伴う違約金は、チェックアウト時に精算するものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第13条 利用者は、当施設が当組合加入者全員の貴重な財産であることを十分に認識し、利用マナーを心がけ、特に次の事項を遵守するものとする。
- (1)建物及び備品を大切にし、滅失又は破損しないように心掛けるとともに許可なく施設外に持ち出さないこと。
  - (2)火災予防には特に注意すること。
  - (3)公衆衛生を重んじること。
  - (4)風紀、秩序を乱し他人の迷惑になる行為は行わないこと。
  - (5)貴重品は必ず身に着けておくか室内の金庫に保管しておくこと。
  - (6)遊戯機器等借り受けた備品は、責任をもって施設に返却するものとする。
  - (7)火災や地震等の災害発生時には、避難放送並びに保養所職員の指示に従い行動すること。

(利用の責任)

- 第14条 保養所の利用に当たっては、利用申し込み時の代表者が、利用ルールの遵守、迷惑行為の防止等に留意し、同行者の行動に対し責任を持たなければならない。
- 2 保養所利用中に発生した利用者の責に帰すべき物的・人的事故の責任は、代表者がこれを負うものとする。

(利用禁止)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を禁止し又は利用の許可を取消しまたは利用中であっても退出を命ずる。
- (1)風紀及び秩序を乱しまたは他人に迷惑をおよぼす者
  - (2)設備または器物等を故意に破損しまたは持ち出す者
  - (3)当健保組合または現地支配人の指示に従わない者

(4)次の事項等に関し虚偽の申請により利用申し込みをした者

- ①被扶養者の資格要件
- ②申し込み者本人と利用者との関係(血縁・姻戚関係等)
- ③年齢、就学・未就学の別

(5)その他運営上支障があると認められる者

(損害賠償)

第16条 利用者が故意または過失により設備または器物を破損しまたは滅失した場合は、原則として損害額を賠償請求する。

#### 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の変更は、令和2年4月1日から施行する。(第5条、第10条、第11条、第12条、第15条、別紙の第2項)
3. この規程の変更は、令和3年9月1日から施行し、令和3年11月1日の宿泊利用から適用する。(第5条、第10条、第12条、第15条、別紙の第1項及び第2項)  
但し、令和3年10月31日宿泊分までは、従前の規定によるものとする。
4. この規程の変更は、令和4年3月1日から施行する。(別添資料)
5. この規程の変更は、令和4年8月1日から施行し、令和4年7月1日から適用する。  
(第10条)
6. この規程の変更は、令和6年3月1日から施行し、別添「泉郷荘の利用時間・定員・利用料金について」のうち「2. 利用料金(消費税別途)」については令和6年7月1日の宿泊利用から適用する。

## 泉郷荘の利用時間・定員・利用料金について

### 1. 利用時間・定員

	利用時間	客室定員		
			室数	定員
フロント対応	7:00~23:00			
チェックイン	15:00	3人部屋	3	3
チェックアウト	10:00	4人部屋	1	4
門限 (施錠)	22:00 (22:00)	5人部屋	12	5
開錠	6:00	合計	16	73
朝食	7:00~9:00	/		
夕食	18:00~21:00			
入浴(朝)	6:00~9:00			
入浴(夕)	15:00~23:00			
カラオケルーム	15:00~23:00			
キッズルーム	15:00~21:30 7:00~10:00			

### 2. 利用料金 (消費税別途)

(単位:円)

宿泊料	区分	大人	小学生	未就学児	基本適用期間
先着予約日	被保険者・家族	5,000	2,500	無料	保養所カレンダーに定める先着予約対象日。
	退職者・ゲスト	7,000	3,500		
抽選対象日	被保険者・家族	6,000	3,000	無料	保養所カレンダーに定める抽選予約対象日。(G・W、夏季連休、年末年始休暇含む)
	退職者・ゲスト	9,000	4,500		

その他	価格	備考
休憩利用料	1,000	宿泊が原則。同行者の中でやむを得ない理由で宿泊ができず帰宅する利用者を対象とした施設利用料金。
一人利用追加料金	2,000	被保険者・家族や退職者が一人で利用する場合の追加料金。
カラオケルーム	800	30分/室
紙による申込書取扱手数料	2,000	申込書による申し込み(第10条但し書き)の際の手数料。

(注) 1.被保険者・家族の範囲は、本人、配偶者、子(含むその配偶者)、父母、祖父母、孫(含むその配偶者)、本人の配偶者の父母とする。

2. 当施設は、神戸市条例に定める温泉提供施設に該当するため、条例に定める入湯税を、入浴の有無に関わらず7歳以上の利用者から徴収する。